

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/29
最終更新日 2021/10/29

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年10月29日
国立大学法人名		国立大学法人琉球大学
法人の長の氏名		学長 西田 睦
問い合わせ先		総合企画戦略部経営戦略課 098-895-8109 kshyouka@acs.u-ryukyu.ac.jp
URL		https://www.u-ryukyu.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】 令和3年度第2回経営協議会（令和3年9月16日開催）において、令和3年度における適合状況等について説明を行うとともに、委員からの意見聴取を行い、令和3年10月8日～14日開催の書面会議において対応等について説明を行った。 経営協議会の意見及び意見への対応については、以下のとおりである。</p> <p>【経営協議会の意見】 国立大学法人の経営にとっては、適正な資源配分の実現が重要となってくる。学部、学科及びセンターなどのセグメントごとに人員配置を含めて、定量的にどの組織にどれだけの資源が配分されているかについて把握することが重要である。</p> <p>【意見への対応】 教員の配置については、国立大学法人琉球大学教員人事学長諮問委員会規程及び国立大学法人琉球大学全学教員人事委員会規程に基づき、教員の人事管理及び人員が適正なものとなるよう審議決定を行っている。また、学部研究科毎のセグメント情報（費用・収益・帰属資産）及び増減要因分析については、令和元年度分から公式ホームページにおいて公表を行っている。さらに、第4期中期目標期間において、資源配分の分析方法等の構築を行いたい。</p>
		<p>【経営協議会の意見】 公共性の高い運営費の交付を受けている大学としては、経営の透明性を高めて、社会への説明責任を果たした上で、社会から信頼と理解を継続的に得るとことが重要である。そのためには、データを解析・分析の上で改善を行い、その結果を可視化することが必要である。</p> <p>【意見への対応】 本学では、大学評価IRマネジメントセンターを中心に各部署が連携してデータの分析を行っているが、より効率的に各部署におけるIR機能とセンターのIR機能を連携させる体制の構築について検討を行っているところである。また、データに基づく改善の取組については、法人評価及び認証評価への対応等について公表を行っているところである。さらに今後、結果の可視化を充実させるとともに、公表の仕方についても工夫を行いたい。</p>

	<p>【経営協議会の意見】 自己点検・評価において十分に実施しているという判断を行うに際しては、データに基づき判断する機能がどこまで整備されているかが重要であり、そのためにはAIを使ったデータ処理、分析などを扱える人材確保が必要である。</p> <p>【意見への対応】 大学評価IRマネジメントセンターに専任教員を1名配置しており、センター併任教員との協働により、自己点検・評価におけるデータに基づく検証及び改善の提言を行っているところである。専任教員の増員は厳しいところであるが、評価・IRに関する研修を事務職員向けに行うなど、人材育成に取り組んでいる。今後は、情報関連部署との連携を含め、データ処理及び分析に関する学内連携体制の構築などにより、データに基づく検証・分析の機能を強化していきたい。</p>
<p>監事による確認</p>	<p>【確認の方法】 令和3年9月9日に令和3年度における適合状況等について説明を行うとともに、10月6日に役員と監事の意見交換会を実施した。 監事からの意見及び意見への対応については、以下のとおりである。</p> <p>【監事の意見】 (全体意見) 本学においては、概ね国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に沿った取組がなされているものとする。ただし、ガバナンス・コードに適合しているとしても、毎年度、取組の検証を行い、現状にとどまることなく、より充実したものとなるよう努めて頂きたい。 なお、監事意見を踏まえ、関連原則に係る取組の充実に着手されているところであるが、最終的な対応に至っていないものについては、昨年度と同意見とした。</p> <p>【意見への対応】 令和2年度の実施状況に対する監事意見への対応を含め、令和3年度における取組の検証、改善を実施しているところである。引き続き、教育・研究・社会貢献機能を最大限に発揮できるような取組を推進し、社会の要請に役立てていきたい。</p>
	<p>【監事の意見】 (原則1-1) 法人のビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋については、公表内容の分かりやすさ、充実に努めて頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 第3期中期目標・中期計画における年度計画を含めた達成状況について公式ホームページで公表を行っているところである。第4期中期目標・中期計画については、実現するための道筋について、より分かりやすい公表の仕方を工夫したい。 また、本学独自に策定した「琉球大学の中期将来ビジョン」の実現に向けて、具体的な取組の策定及び達成に向けた道筋についても検討を進めているところである。</p>

	<p>【監事の意見】 (補充原則1-2②) IR機能については、情報収集・活用の両面にわたり更なる充実・強化に努めて頂きたい。資源配分方策の見直しに反映させる仕組みについては、法人は固定的な経費・人員ポストの占める割合が高く、制約が多い中で、裁量的な資源配分枠を捻出するなどの工夫を行っているものと理解するが、部局ごとの進捗状況や成果、コスト等の検証方法の充実に努めて頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 大学評価IRマネジメントセンターIR部門にプロジェクトチームを設置し、データの収集や活用の在り方に関する検討を行っているところである。現在、センターを中心として各部署が保有するデータの情報把握に努めているところであるが、今後、データ分析も含めて更なる充実に努めていきたい。</p> <p>また、関係部局と大学評価IRマネジメントセンターの連携により、コストの検証を含めた資源配分方法の充実に努めていきたい。</p>
	<p>【監事の意見】 (補充原則1-3③) (補充原則1-3⑥) 本学ではこれまで「ダイバーシティ推進のための基本方針」及び「国立大学法人琉球大学事務系職員の人事方針」として教職員の採用・育成方針を定めていたが、監事意見等も踏まえ、令和3年6月2日付けで、「適切な年齢構成」、ダイバーシティ推進のための基本方針に基づく「多様性の確保」、「採用」、「評価及び処遇」、「人材育成」を内容とする「国立大学法人琉球大学 総合的な人事方針」を定めたところであり、今後は、新たに策定した同方針に沿った運用に努めて頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 人事に関する基本的な方針等を定めた「国立大学法人琉球大学 総合的な人事方針」に基づき、関連する規程等も踏まえながら、多様性のある人材の確保を行うとともに、研修等による人材育成に努めていきたい。</p>
	<p>【監事の意見】 (補充原則1-3④) (補充原則1-3⑤) (補充原則1-3⑥) 現状の財務計画（計画期間：6年）は中期計画期間における直前事業年度の実績あるいは計画初年度の予算に基づき策定されており、また、各計画数値は全計画期間の合計値でしか示されていない。ミッション、ビジョン、目標の実現のため、法人として取り組む努力目標等を示した上で、支出及び収入の見通しを明確にし、各事業年度において計画の進捗に応じた実績の検証・分析に資するものであることが望まれる。</p> <p>【意見への対応】 中期計画の収支計画を中期的な財務計画として位置付けているが、令和4年度から始まる第4期中期目標期間においては、運営費交付金の枠組みが明確になり次第、収入増や経費削減等の努力目標を盛り込んだ中期的な財務計画を策定するとともに、毎年度検証し、学内予算編成に反映する仕組みを構築する予定である。</p>

	<p>【監事の意見】 (補充原則 2-1-3 ①) 目標設定、評価及び処遇の在り方については、今後とも必要に応じて検討を進めて頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 理事の目標設定、評価及び処遇のあり方については、今後も丁寧に議論を重ね、慎重に検討していきたい。</p>
	<p>【監事の意見】 (補充原則 2-1-3 ②) 目標設定、評価及び処遇の在り方については、今後とも必要に応じて検討を進めて頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 副学長、学部長・研究科長等の目標設定、評価及び処遇のあり方については、今後も丁寧に議論を重ね、慎重に検討していきたい。</p>
	<p>【監事の意見】 (補充原則 3-4-1 ①) 監事の体制については、今後の状況の変化等に応じて、適宜検討を行って頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 現在は、常勤監事 1 名と非常勤監事 1 名の 2 名体制であるが、今後の状況の変化等に応じて、適宜、検討を行っていきたい。</p>
<p>その他の方法による確認</p>	<p>なし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学では、長期ビジョンとして次のとおり掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学 ・ アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学を目指す <p>長期ビジョンの実現に向けて、国立大学法人法第30条及び第31条の規定に基づき、目標・戦略として中期目標・中期計画を掲げている。</p> <p>また、琉球大学の中期将来ビジョンを策定し、2025年を見据えた110のアクションプランを掲げており、今後、具体的な計画を策定の上で、取組を推進することとしている。</p> <p>準用通則法により、中期計画に基づく年度計画を策定しており、第3期中期目標期間の6年間における中期目標・中期計画の達成に向けたロードマップにより方向性を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標・中期計画の達成に向けたロードマップ https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/75e5a793bb839a7ef3a406f6aa6a9e62.pdf ・ 琉球大学のビジョン https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/idea/ ・ 琉球大学の中期将来ビジョン https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/ ・ 法人情報の公表（第3期中期目標・中期計画・年度計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>本学では、中期計画進捗管理システムにより年に3回の中期計画・年度計画の進捗管理を行っており、各事業年度における業務の実績報告書の作成にあたり、目標・戦略の進捗状況を検証し、検証の結果、成果として認められた取組について当該年度に係る業務実績として報告書にとりまとめている。</p> <p>また、前年度の進捗状況、国立大学法人評価委員会による評価結果を踏まえ、当該年度の年度計画に反映させるとともに、琉球大学自己点検・評価規則等の関連規定に基づき、必要な改善を行い、その成果を当該年度の実績報告書にとりまとめ、本学ウェブサイトにて公表を行っている。</p> <p>進捗状況の検証にあたっては、進捗管理システムによるプロジェクトシートを活用し、琉球大学大学評価IRマネジメントセンターにおけるフォローアップを踏まえ、琉球大学自己点検・評価会議で確認を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人情報の公表（第3期中期目標・中期計画・年度計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b ・ 業務の実績に関する報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#c

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>国立大学法人法、学校教育法などの関係法令によるほか、国立大学法人琉球大学組織規則及び同規則に基づき制定する各組織に関する規程等を整備し、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任を明確にすることで、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。</p> <p>具体的には、法人の経営に関する重要事項を審議するための機関として経営協議会を、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置している。また、両会議等の審議結果等を踏まえ、重要な事項を決定する役員会を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学組織規則 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/238/ ・国立大学法人琉球大学経営協議会規程 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/27538/ ・国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/27536/ ・国立大学法人琉球大学役員会規程 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/27544/
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「国立大学法人琉球大学総合的な人事方針」を策定し、適切な年齢構成の実現及び多様性の確保に努めている。</p> <p>また、「ダイバーシティ推進のための基本方針」を策定し、若手・女性・外国人などの研究者を積極的に採用及び育成し、多様な発想や視点からの教育・研究活動の活性化を目指すことを本学の基本的な方針として掲げている。</p> <p>さらに、中期目標・中期計画において、多様な人材が活躍できる環境を整備するとともに、女性管理職の割合を20%以上に高めることとしており、女性管理職の割合は、25.3%である。（令和3年5月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学総合的な人事方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/07/2df43835097e8fcdedbbda049705f572.pdf ・ダイバーシティ推進のための基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/diversity/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学では、第3期中期計画に係る6年間の収支計画を策定している。当該計画には支出額及び運営費交付金・学納金・外部資金等を含めた収入額を見込んでおり、中期的な財務計画として位置付けている。</p> <p>なお、令和4年度から始まる第4期中期目標期間においては、運営費交付金の枠組みが明確になり次第、収入増や経費削減等の努力目標を盛り込んだ中期的な財務計画を策定するとともに、毎年度検証し、学内予算編成に反映する仕組みを構築する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学の中期目標を達成するための計画（中期計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/10/d07e0c54c5fc7a3d67f6580353d79104.pdf
<p>補充原則 1-3⑥(4) 及び 補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学では、財務諸表、決算報告書、事業報告書、財務報告書（さんみん）及び業務の実績に関する報告書等により、教育研究に係る資金の使用状況、活動状況等について公表を行っている。</p> <p>年度ごとに作成し、冊子や本学ウェブサイトにおいて公表している財務報告書（さんみん）では、本学の基本的な財務情報とともに、多様な発想・視点から教育研究活動の取り組み状況や成果などを分かりやすく取り上げている。</p> <p>また、学部・研究科等セグメント情報として、各部局における経費区分毎の状況についてまとめ、公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等決算関係書類 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ ・財務計画（さんみん） https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/11/R3_sanmin-.pdf ・業務の実績に関する報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#c
<p>補充原則 1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学の草創期からの理念を生かし、社会の負託に応えて地域の高等教育機関としての重要な役割を継続的に果たしていけるよう、計画的、持続的に経営及び教学運営を担う人材の確保及び育成を行うことを目的に「国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針」を策定している。</p> <p>本方針に沿って、多様な経営等人材の確保と育成に努めており、副理事、学長補佐及びセンター長に任命している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学の経営等人材の確保及び育成の基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>本学においては、関係規則等に基づき、5名の常勤理事・副学長、1名の非常勤理事、3名の副理事・副学長、6名の学長補佐を置いている。</p> <p>理事・副学長は、「企画・研究」、「教育・学生支援」、「地域貢献・国際交流・広報」、「病院・地域医療・キャンパス移転」、「財務・施設・キャンパスマネジメント」をそれぞれ担当し、非常勤理事は、「女性活躍・働き方改革」を担当している。</p> <p>副理事・副学長は、「評価・IR」、「地域連携」、「法務・コンプライアンス」をそれぞれ担当している。</p> <p>学長補佐は、「教育」、「研究」、「産学官連携」、「ダイバーシティ」、「ハラスメント防止」、「広報」をそれぞれ担当している。</p> <p>「国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について」において、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等を明確化しており、公式ホームページにおいて公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学の理事に関する規程 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/27533/ ・国立大学法人琉球大学副理事に関する規程 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/27540/ ・国立大学法人琉球大学学長補佐に関する規則 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/187/ ・国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/10/0c7aa424323a910533f3ec3cc1491b1e.pdf
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		<p>役員会は、学長及び理事で組織しており、国立大学法人琉球大学役員会規程に定める審議事項について審議を行っている。</p> <p>また、国立大学法人琉球大学役員会運営細則に基づき、原則として毎週水曜日に開催しているほか、必要に応じて臨時的役員会を開催している。同細則に基づき、役員会の議事録として「役員会報」を作成し、本学公式ホームページにおいて公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学役員会規程 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/27544/ ・国立大学法人琉球大学役員会運営細則 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/27542/ ・役員会報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/executive_party/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		<p>「国立大学法人琉球大学の経営等人材の確保及び育成の基本方針」を策定し、外部の経験を有する人材を求める観点についても定めている。</p> <p>基本方針に基づき、令和 3 年度においては、5 名の常勤理事のうち他の教育研究機関での勤務経験を有する理事を 2 名置き、また、民間企業経営の経験を有する非常勤理事 1 名（女性）を置いている。これにより、多様な知見を大学経営に導入・活用することが可能となり、経営層の厚みの確保に繋げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人琉球大学の経営等人材の確保及び育成の基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf ・ 役員及び役員会の構成 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/d77b5fc3e96ef5cd28ad8790b79552fb.pdf
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		<p>経営協議会委員は、国立大学法人琉球大学経営協議会規程の規定に基づき、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するものの中から任命することとしている。また、同規程により、委員の過半数は学外委員でなければならないとしており、学外委員については、「国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針」に基づき、選考を行っている。</p> <p>また、学外委員からの意見を得ることは、大学経営における貴重な機会であるため、効率的な会議運営においてより多くの意見が得られるように、「国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針」に基づき、経営協議会の運営方法の工夫を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyousenkou.pdf ・ 国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyounet.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則第3条の規定により、選考基準を定めている。また、同規定に基づき、学長選考会議において「国立大学法人琉球大学に求められる学長像」を制定し公表している。</p> <p>選考結果、選考過程及び選考理由については、国立大学法人琉球大学学長選考会議から公示の「国立大学法人琉球大学の次期学長予定者について」において、「国立大学法人琉球大学の学長予定者」及び「学長予定者の選考経過」として公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/225/ ・国立大学法人琉球大学に求められる学長像 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/08_3_President.pdf ・国立大学法人琉球大学の次期学長予定者 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/4ce9e9801a79a41a804457c937e4c34f.pdf ・学長予定者の選考経過 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/597c9bee943cc217dac296e12c3628b8.pdf
<p>補充原則 3-3-1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則第20条において、学長の任期を6年としており、また、学長は再任されることができないとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/225/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則第21条において、①心身の故障のため職務遂行に堪えないと認められるとき、②職務上の義務違反があるとき、その他学長たるに適しないと認めるときには、学長の解任の審議を行うことができることとしている。また、第22条において解任の請求、第23条において弁明の機会、第24条において解任の是非の決定、第25条において文部科学大臣への申出に関する事項をそれぞれ規定し、法人の長の解任を申し出るための手続きを定めている。</p> <p>・国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/225/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考会議は、国立大学法人琉球大学学長選考会議規程第4条第3号の規定により、学長の業務執行状況の確認に関する事項を審議することとしている。また、国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況に関する申合せに基づき、年に1回、学長の任期途中の業務執行状況の確認を行い、確認の結果を公式ホームページにおいて公表している。</p> <p>・国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況の確認結果について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/03/39ed2fee6b202cdcf7cca2771410be74.pdf ・学長の業務報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/03/671629ccafad765269c6267ddb640f83.pdf</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学では、現在のところ大学総括理事は置いていない。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本法人は、国立大学法人琉球大学内部統制規則第3条の規定により、内部統制の推進体制として最高責任者を学長とし、内部統制に係る重要事項は役員会の議を経て学長が決定することとしている。また、内部統制の推進に関する業務を総括させるため、内部統制総括責任者を置き、学長が指名する理事を持って充てている。</p> <p>国立大学法人琉球大学内部統制規則第10条の規定により、内部統制システムの取組について随時見直しを行い、その充実及び強化を図っていくものとしている。</p> <p>・国立大学法人琉球大学内部統制規則 https://www.u-ryukyu.ac.jp/rule/18356/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学では、多様な関係者からの理解を得るため、公式ホームページにおいて、国立大学法人法、独立行政法人情報公開法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則、公文書等の管理に関する法律等に基づく情報公開を適切に行っている。</p> <p>また、公式ホームページの「大学情報」では琉大のデータをはじめとする様々な情報を、「入試情報」では入学試験に関する情報を、「学生生活」では授業・カリキュラム、サークル活動に関する情報を、また、「研究」、「社会・地域連携」、「国際交流・留学」ではそれぞれ関連する情報を提供している。さらに、「お知らせ」においては、直近の教育・研究・社会貢献活動などに関するホットな情報の公表も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学公式ホームページ (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ ・お知らせ https://www.u-ryukyu.ac.jp/news/ ・大学情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/ ・入試情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ ・学生生活 https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/ ・研究 https://www.u-ryukyu.ac.jp/research/ ・社会・地域連携 https://www.u-ryukyu.ac.jp/social/ ・国際交流・留学 https://www.u-ryukyu.ac.jp/international/
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学公式ホームページにおいて、「大学情報」、「学部・大学院等」、「入試情報」、「学生生活」、「研究」、「社会・地域連携」、「国際交流・留学」の7つのコンテンツをファーストビューに掲載し、それぞれに整理した情報の発信を行っている。</p> <p>また、「入学希望者へ」、「在学生・保護者へ」、「卒業生へ」、「企業・研究者へ」、「社会人・地域へ」のコンテンツを設け、それぞれのステークホルダー向けの情報を発信している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学公式ホームページ (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ <p>さらに、本学公式ホームページのほか、SNSや冊子による情報発信、入試広報としてオンラインオープンキャンパスサイトの開設も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式SNS Twitter > https://twitter.com/univ_ryukyu Facebook > https://www.facebook.com/univ.ryukyu/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学概要（和文、英文／紙、web） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/ ・ ニュースレター（紙、web） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/ ・ オンラインオープンキャンパス「RYUDAI@home」 https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ryudaiathome/ ・ 財務報告書（さんみん）（紙、web） https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/11/R3_sanmin-.pdf ・ 環境報告書（紙、web） http://ecocampus.jim.u-ryukyu.ac.jp/contents/c_page06/pdf/page06-1/environment2021/2021-all.pdf
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本学では、基本的な目標として、「自由平等、寛容平和」の建学の精神の下、「普遍的価値を身につけた21世紀型市民として、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材」の育成を掲げている。学士課程教育及び大学院課程教育における人材育成の目的を達成するため、各学士教育プログラム及び各大学院教育プログラムで学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め学生が大学で身に付けることができる能力と根拠を公表している。</p> <p>また、学生が本学で身に付けた能力に対する学生調査の結果や卒業生の進路状況についても、本学公式ホームページにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程のディプロマ・ポリシー（DP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/diploma/ ・ 学士課程のカリキュラム・ポリシー（CP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/curriculum/ ・ 大学院課程のディプロマ・ポリシー（DP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_diplomapolicy/ ・ 大学院課程のカリキュラム・ポリシー（CP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_curriculumpolicy/ ・ 学生調査の結果 http://www.ged.skr.u-ryukyu.ac.jp/educational_material ・ 卒業生の進路状況 https://career.lab.u-ryukyu.ac.jp/about/career.php
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>(1)組織、業務及び財務に関する基礎的な情報 (組織) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/organization/ (業務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (財務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/</p> <p>(2)組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 (評価) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (監査) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/byointyo-r2/</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2項に規定する情報等 http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/information/publicinformation.html</p>